

第 1 章 プランの基本事項

1 プラン策定の趣旨

1999年に「男女共同参画社会基本法」¹が施行され、男女共同参画社会²の実現が社会全体で取り組むべき最重要課題として位置づけられました。

本市においては、2006年に「北名古屋市男女共同参画推進条例」を施行、2008年に「北名古屋市男女共同参画プラン」（以下「第1次プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを着実に進めてきました。

しかし、性別による地位の不平等感や「男だから」、「女だから」という性別による行動の制限など、男女共同参画社会の実現を阻む課題が残り、さらには就労形態の多様化など社会情勢の変化による新たな課題も生まれています。

こうした課題に鑑み、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に推進するため「第2次北名古屋市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しました。なお、基本的な方向性は第1次プランを継承しましたが、市民意識の変化、第1次プランの評価・検証結果、国や県の動向などを踏まえ、実効性を高めるための新たな施策を盛り込みました。

2 プランの位置付け・法的根拠

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 「北名古屋市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく基本計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）³」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（本プラン基本目標5：DVの根絶）
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）⁴」第6条第2項に基づく市町村推進計画（本プラン基本目標2：女性の活躍推進）

¹ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

² 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会

³ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律

⁴ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

職業生活において女性はその希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、女性の職業生活における活躍を推進することを目的とする法律

3 上位計画・関連計画との関係

- 本プランは「第2次北名古屋市総合計画」（2018年度から2027年度まで）を最上位計画として策定するものです。
- 本プランは「北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」、「北名古屋市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「北名古屋市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「北名古屋市けんこうプラン21」、「北名古屋市地域福祉計画」、「北名古屋市特定事業主行動計画」等、関連計画との整合性を図ります。

4 プランの期間

本プランは2018年度を初年度とし、2027年度を最終年度とする10年間の計画です。なお、プランの進捗状況や社会情勢、国や県の動向を見据えて5年を目途に見直しを行います。

西暦(年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次北名古屋市男女共同参画プラン（本プラン）										
					見直し					

5 プラン策定の経緯

本プランの策定にあたっては、意識調査や関係団体ヒアリング等の結果を基礎資料とし、北名古屋市男女共同参画審議会、北名古屋市男女共同参画推進本部会議等を開催し、内容の検討を行いました。

（1）意識調査の実施

市民、大学生、中学生、事業所を対象に北名古屋市男女共同参画意識調査（以下「意識調査」という。）を実施し、男女共同参画に関する意識や今後の意向等を把握し、施策立案のための基礎資料としました。

（2）庁内ヒアリングの実施

北名古屋市役所各課に対し、シートやヒアリングにより意見の聴取を行い、男女共同参画に関する取り組みや第1次プランの進捗評価を行い、施策立案のための基礎資料としました。

（３）団体ヒアリングの実施

市民団体等に対し、アンケートによる意見聴取を行い、男女共同参画に関する意見や意識を収集、結果を集約し、施策立案のための基礎資料としました。

- ・対象団体数：12 団体
- ・ヒアリング期間：2017 年 8 月 9 日～8 月 21 日
- ・団体の特性：男女共同参画、子育て支援、青少年の健全育成、介護や高齢者支援等に関する取り組みを行う団体

（４）職員アンケートの実施

北名古屋市職員（以下「市職員」という。）に対しアンケート調査を実施し、男女共同参画に関する意見や意識を収集、結果を集約し、施策立案のための基礎資料としました。

- ・回収数：189（女性：118、男性：70、無回答：1）
- ・調査期間：2017 年 8 月 7 日～8 月 15 日

（５）策定会議（審議会）における審議

本プラン案について市から北名古屋市男女共同参画審議会に諮問し、審議会からの答申内容をプランに反映させました。

（６）庁内会議における審議

北名古屋市男女共同参画推進本部を中心に本プラン案について審議、検討するとともに、関係各課から意見を募り、その内容をプランに反映させました。

（７）パブリックコメントの実施

市民に対し、プラン案の公表、説明、意見の募集を行いましたが、ご意見はありませんでした。

- ・募集期間：2017 年 12 月 7 日～2018 年 1 月 5 日（30 日間）